

児童発達支援事業所 Core Lab

非常災害対策計画

株式会社 Core Lab

1. 目的

この計画は「児童発達支援事業所 Core Lab」における防災対策について必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、防災のための体制整備や被害防止と軽減を図ることを目的とする。

2. 施設の立地条件

(1) 施設立地場所の地形等の条件

建物倒壊危険度：全倒壊 0.0~2.5%

地盤・地形…市の液状化可能性マップにおいて「極めて低い」に該当

河川との距離…新河岸川より約 6km

(2) 災害危険区域等の該当の有無

災害危険区域等	該当の有無	区域などの名称
浸水想定区域	有	基本想定 0m、最大想定 0.5m 未満
土砂災害警戒区域	無	
土砂災害特別警戒区域	無	
急傾斜地崩壊危険箇所	無	
地すべり危険箇所	無	

(3) 予想される災害の危険性

地震：南海トラフ地震地震（予測震度：震度 6）建物一部倒壊、破損及びライフラインの途絶

水害：新河岸川氾濫による浸水（基本想定 0 m、最大想定 0.5m未満）

3. 災害に関する情報の入手方法

(1) 市町村から発令される避難情報の入手方法

緊急速報エリアメール、緊急速報メール、防災行政無線など

(2) 災害に関する情報の入手方法

防災行政無料テレホンサービス、テレビ放送、ラジオ放送、インターネット国土交通省防災情報提供センターなど

4.災害時の連絡先及び通信手段の確認

(1) 自治体等の連絡先

区分		機関名	電話番号
行政機関	消防	入間東部地区事務組合消防本部	049-261-6000
	警察	東入間警察署	049-269-0110
	市町村	障害福祉課	049-262-9031
	県	地域生活支援担当	048-830-3317
ライフライン	電気	東京電力	0120-995-001
	ガス	使用してない	
	水道	ふじみ野市上下水道施設管理センター	049-220-2077
	電話	NTT 東日本	0120-116-116
協力機関	協力医療機関	なかのこどもクリニック	049-267-8881
取引先	保健関係	東京海上日動損害保険	0120-063-055

(2) 職員の連絡先：施設保管用参照／緊急連絡網：施設保管用参照

(3) 利用者情報（家族の連絡先）：施設保管用参照

5.避難を開始する時期、判断基準

火災…火災報知器が鳴動し、初期消火が困難な場合及び近隣の火災が延焼の恐れがある場合

地震…建物の内外で大きな亀裂や傾きが発見させたとき

水害…浸水の恐れ及び市の避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき

6.避難場所

災害の種類	地震	水害	火災	備考
避難場所	駒西小学校	駒西小学校	ふじみ野小学校グラウンド	災害情報、避難情報から最寄りの広域避難場所 第一次避難場所へ避難誘導を行う
所要時間	徒歩 5分	徒歩 5分	徒歩 10分	
距離	400m	400m	800m	

災害対策基本法に基づく事業所から最寄りの広域避難場所・第一次避難場所・指定避難所

地震・大規模な火事：

駒西小学校 事業所より徒歩で5分※広域避難場所

ふじみ野小学校グラウンド 事業所より徒歩で10分

洪水時：駒西小学校 事業所より徒歩で5分

7.避難経路

(1) 避難場所への避難経路：別紙1、2参照

(2) 施設内の避難経路：別紙2参照

8.避難方法

・移動可の場合…徒歩

9.災害時の組織体制

(1) 災害時の参集方法

職員配備参集基準

配備体制	配備基準	対象職員
注意 配備体制	① 地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1以上発表されたとき ② ふじみ野市内で震度3の地震が発生したとき	責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにする

警戒配備体制	① 地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1以上発表されたとき ② ふじみ野市に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき	責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにする
災害対策体制	① 地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ② 地域に災害が発生しその規模及び範囲等から対策を要するとき ③ ふじみ野市内で震度5弱以上の地震が発生したとき ④ その他、責任者が必要と認めるとき	責任者は施設に出勤し、状況確認 その他の職員は安全が確保され次第出勤すること

(2) 命令、指揮系統

- ・責任者（情報収集、連絡担当兼務）：竹内 幹貴
- ・安全対策担当（安全対策、物資管理担当兼務）：竹内 桃子

役割分担表

総括責任者	班	班長(◎)・職員	任務
竹内 幹貴	情報収集、連絡担当	竹内 幹貴	<ul style="list-style-type: none"> ・気象災害の情報収集、関係機関との連絡調整 ・職員の連絡、職員や職員家族の安否確認 ・利用家族への連絡 ・救護要請と活動内容の調整 ・避難状況の取りまとめ
	救護班	鎌田 恵	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出及び安全な場所への移送

			・応急手当及び病院などへ移送
	安全対策班	竹内 桃子	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確認 ・施設、設備の被害状況確認 ・利用者への状況説明、避難誘導 ・利用者の家族への引き渡し ・火元の点検、発火の際の初期消火
	物資・地域班	竹内 幹貴	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水などの確保、供給 ・地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動対応 ・ボランティア受け入れ体制の整備対応

10.関係機関との連携体制

- ・地域の防災訓練への参加
- ・町内会との災害時協力関係強化

11.災害予防対策

(1) 本マニュアルの徹底周知

マニュアルの理解だけではなく、適宜マニュアル内容更新に努め必要に応じて担当業務を細分化する。事業拡大において人員が増加した場合は業務の細分化を行い、マニュアル理解と研修によって理解促進に向けた取り組みを行う。

- ① 災害対策の方針に関すること
- ② 災害対策に関する組織体制の整備に関すること
- ③ 災害時に備えた地域及び行政との連絡調整に関すること
- ④ 非常災害対策計画の作成、見直し、
- ⑤ 災害に備えた教育・訓練に関すること

(2) 具体的な災害予防内容

防災訓練、避難訓練、防災教育、研修の実施を徹底する。

電話線等のコード類は通路に露出させない。

事務室は整理整頓に努め不要な物品を置かない。

火気使用設備等の本体や燃料容器の転倒防止策を講じる。

火気使用設備等の周辺は不燃材料にするとともに可燃物を置かない。

建物の耐震チェックや消防用設備などの点検を実施する。

(1) 持ち出し品の準備

持ち出し品名（非常用リュックに入れている品）	保管場所・備考
利用者等一覧、個別ファイル	事務室
緊急連絡先一覧	
<p>非常用リュック</p> <p>懐中電灯（ランタン）、アルミシート、アルミブランケット、エア袋、ウォータータンク（5L）、ラップ、アルミホイル、ブラカップ、割りばし、スプーンフォークセット、使い捨てプレート、携帯トイレ、歯ブラシ、ティッシュ、マスク、綿棒、使い捨て下着、レインボンチョ、ラバー手袋、ホイッスル、サンダル、タオル、ぼり袋、圧迫袋、ドライバー、カッターナイフ、お薬ケース、布テープ、筆記用具、ルーペ、防水スマホ袋、ポーチ</p>	

(2) 必要な物資の備蓄

備蓄品リスト

分類	品名	数量	保管場所
食料	備蓄水（2L）	12 本	倉庫
	かんぱん	3 缶	
	おにぎり	20 食	
用具、衣料	タオル	1 枚	倉庫
	バケツ	1 個	

	ビニール袋	100 枚	
	ビニールシート	1 枚	
	ティッシュペーパー	10 個	
	トイレットペーパー	20 個	
救急器材	救急箱	1 個	事務室

12.避難・救出その他必要な訓練及び防災教育、研修

- (1) 避難訓練計画：別紙 3 参照
- (2) 防災教育の実施

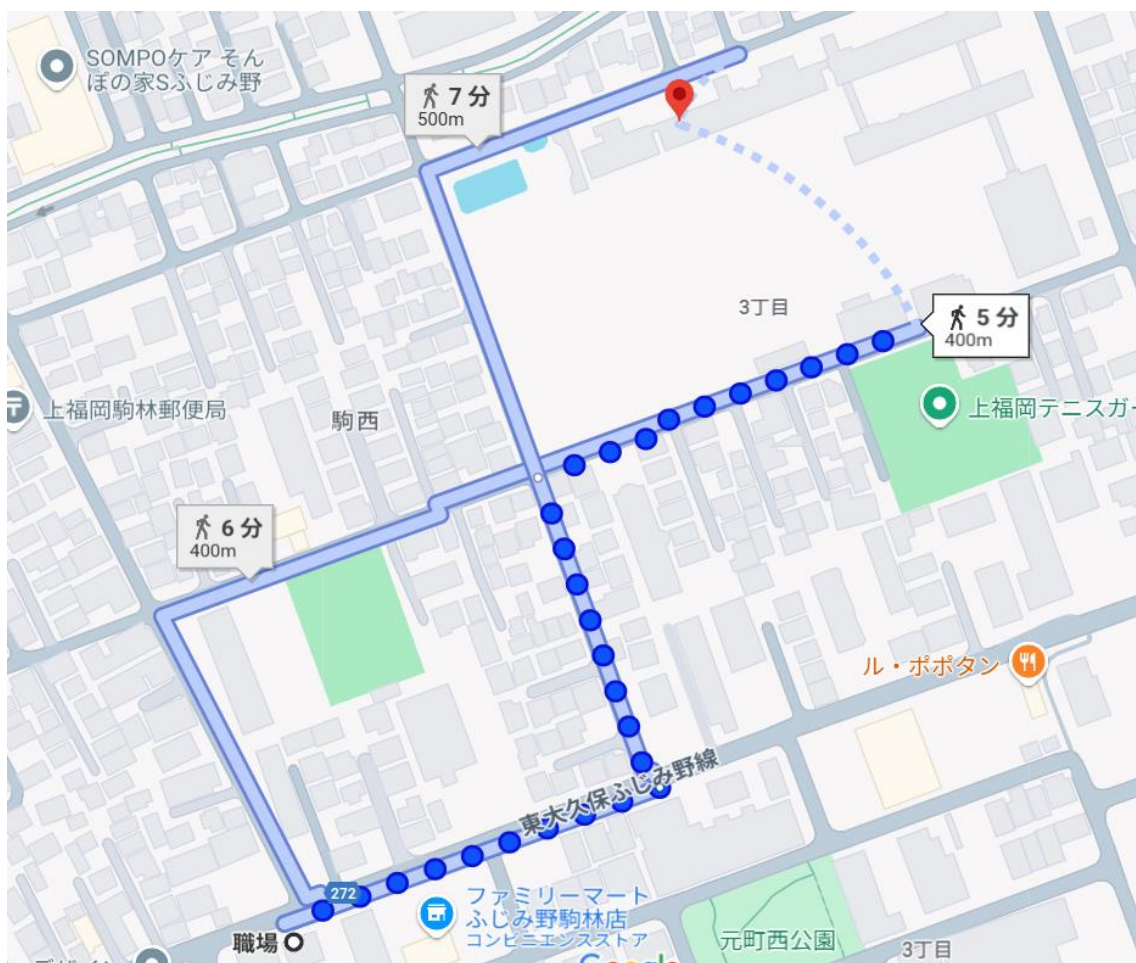
自然災害に関する知識及び非常災害計画に関する研修会を開催

- ① 新規採用職員向け研修 随時
 - ② 全職員向け研修（外部講師によるものも含） 年 2 回
- （附 則） このマニュアルは令和 6 年 3 月 1 日より施行する

株式会社 Core Lab
 児童発達支援事業所 Core Lab

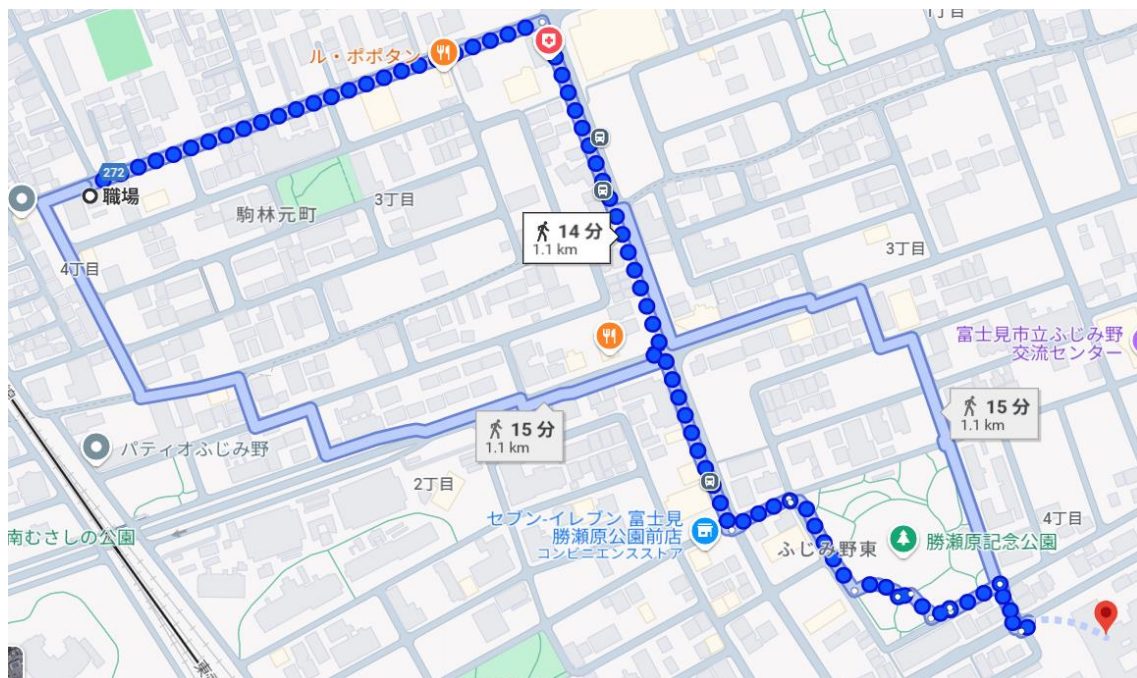
【別紙 1】

避難場所（駒西小学校）への避難経路（大地震・火災時）



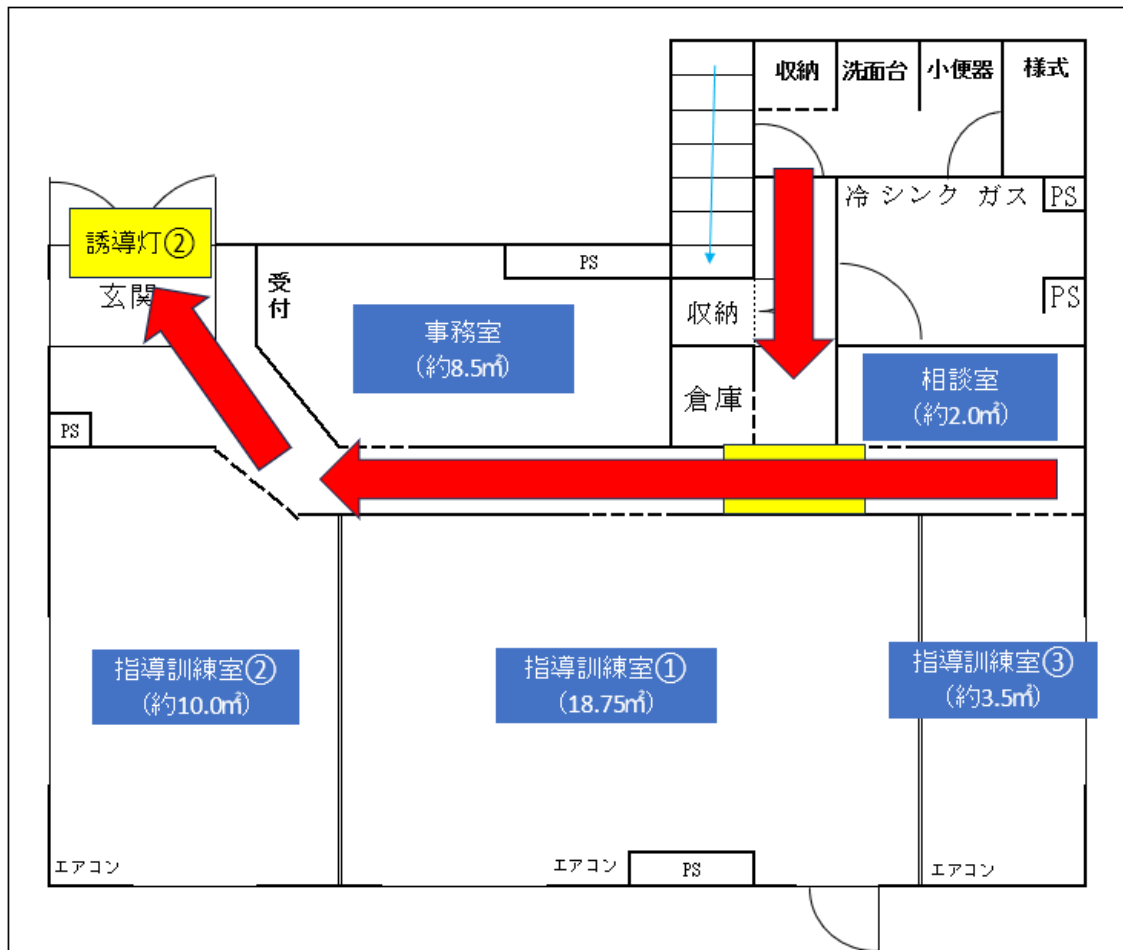
【別紙2】

避難場所（ふじみ野小学校）への避難経路（水害時）



【別紙 2】

施設内の避難経路



【別紙 3】

避難訓練計画

1. 避難訓練の実施回数
年 2 回（令和 年度 月と 月実施予定）
2. 避難訓練の参加者
常勤職員、利用者（利用児童と保護者それぞれ 1 名を予定）
3. 想定する災害の種類
火災、地震、水害（浸水）
4. 避難場所
火災の場合：元町西公園
地震の場合：元町西公園
水害の場合：元町西公園
5. 避難場所までの避難目標時間
火災の場合：5 分
地震の場合：5 分
水害の場合：5 分
6. 避難訓練の内容
 - ・ 避難目標時間内に安全に迅速に避難できるか検証を行う
 - ・ 防災マップ及び事業所・施設内の避難経路の通りに迅速に避難できるかどうかの検証を行う
 - ・ 災害時における役割分担表通りに迅速な対応ができるかどうかの検証を行う
 - ・ 職員の少ない時間帯での対応を想定した訓練を実施し、迅速に避難できるかの検証を行う
7. その他
防災教育・研修の実施
職員に対して、防災に関する意識の向上及び災害時における技術向上を図るため、次の防災教育・研修に取り組んでいくこととする。
 - ① 防災に関する研修会への参加
消防署が開催する防災研修に未受講のものから随時受講する
 - ② 事業所内外での研修の実施（年 1 回）
事業所内で実施する防災人命救急訓練研修に職員全員が受講する
 - ③ AED を含む心肺蘇生法などの応急手当てに関する研修への参加
消防署が開催する AED 講習会や心肺蘇生法講習会に未受講のものから随時受講する